



# 山形県公報

平成19年11月30日(金)  
第1896号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

山形県青少年保護条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則.....(女性青少年政策室)...1502

### 訓 令

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令.....(人 事 課)... 同

### 告 示

救急病院等の告示.....(健康福祉企画課)...1503  
土地改良事業施行の認可.....(庄内総合支庁農村計画課)...1504  
県道の供用の開始.....(村山総合支庁建設総務課)... 同  
建設業の許可の取消し.....(庄内総合支庁建設総務課)... 同  
県証紙売りさばき業務の廃止の届出.....(出 納 局)... 同

### 教育委員会関係

#### 規 則

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則.....1505  
教育機関の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則..... 同  
特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則..... 同  
山形県障がい児就学指導委員会規則の一部を改正する規則.....1506

#### 訓 令

山形県教育委員会職員倫理規程..... 同  
県教育委員会事務局職員、県立学校その他の教育機関の職員及び市町村立学校職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令.....1512

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

政治団体の設立..... 同  
政治団体の届出事項の異動.....1513  
政治団体の解散.....1514  
政治団体の収支報告書の要旨.....1515  
同.....1516  
同.....1517  
同.....1518  
資金管理団体の指定.....1519  
資金管理団体の届出事項の異動.....1520  
資金管理団体の指定の取消..... 同

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則 4 - 5（公益法人等への職員等の派遣等に関する規則）の一部を改正する規則... 同

海区漁業調整委員会関係

指 示

漁業法によるはたはた採捕の制限.....1521

公 告

平成20年度山形県公立高等学校入学者選抜に係る推薦入学者選抜の募集人員.....（教育委員会）... 同  
採用候補者名簿の失効.....（人事委員会）...1526

正 誤

規 則

山形県青少年保護条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。  
平成19年11月30日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第111号

山形県青少年保護条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

山形県青少年保護条例の一部を改正する条例（平成19年3月県条例第26号）の施行期日は、平成19年12月19日とする。

訓 令

山形県訓令第26号

庁 中  
出 先 機 関

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成19年11月30日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令

山形県事務代決及び専決事務に関する規程（昭和28年12月県訓令第49号）の一部を次のように改正する。

別表第2文化環境部の項みどり自然課の項温泉法に関すること。の項部長専決事項の欄第2項中「第9条第1項」を「第11条第1項」に改め、同項を同欄第4項とし、同欄第1項の次に次の2項を加える。

2 第6条第1項(第11条第2項において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けた地位の承継の承認に関すること。

3 第7条第1項(第11条第2項において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けた地位の承継の承認に関すること。

別表第2土木部の項建築住宅課の項建築士法に関すること。の項課長専決事項の欄第1項中「第9条」を「第9条第1項」に改め、同表出納局の項総務課の項地方自治法施行令に関すること。の項部長専決事項の欄第1項中「第168条第9項」を「第168条第7項」に改める。

別表第3建設部の項建築課の項建築基準法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第2項中「第18条第13項第1号」を「第18条第22項第1号」に改め、同欄第11項中「第68条の5の4」を「第68条の5の5」に改め、同課の項建築士法に関すること(庄内総合支庁に限る。)。の項総合支庁部長専決事項の欄第3項中「第23条の6」を「第23条の7」に改め、同欄第4項中「第23条の7第1項」を「第23条の8第1項」に改め、同欄第5項中「第23条の

8」を「第23条の9」に、「登録簿」を「登録簿等」に改め、同課の項租税特別措置法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第3項中「第31条の2第2項第14号八」を「第31条の2第2項第15号八」に改め、同欄第4項中「第31条の2第2項第15号二」を「第31条の2第2項第16号二」に改め、同欄第5項中「第62条の3第4項第14号八」を「第62条の3第4項第15号八」に改め、同欄第6項中「第62条の3第4項第15号二」を「第62条の3第4項第16号二」に改め、同課の項都市計画法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄中第8項を第11項とし、第7項を第9項とし、同項の次に次の1項を加える。

10 第43条第3項の規定による国の機関又は都道府県等との協議に関すること。

別表第3建設部の項建築課の項都市計画法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄中第6項を第8項とし、同欄第5項中「及び第2項ただし書（これらの規定を）」を「（第34条の2第2項（第35条の2第4項において準用する場合を含む。）及び）」に、「制限及び建ぺい率等の制限を解除する許可」を「指定」に改め、同項を同欄第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 第41条第2項ただし書（第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による建築の許可に関すること。

別表第3建設部の項建築課の項都市計画法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同欄第2項中「第34条第10号」を「第34条第14号」に改め、同項の次に次の1項を加える。

3 第34条の2第1項（第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による国の機関又は都道府県等との協議に関すること。

別表第3建設部の項建築課の項都市計画法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第1項中「第34条第9号」を「第34条第13号」に改め、同課の項山形県高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の施行に関する規則に関すること。の項を次のように改める。

|                                              |  |                         |
|----------------------------------------------|--|-------------------------|
| 山形県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する規則に関すること。 |  | 1 第2条の規定による届出の受理に関すること。 |
|                                              |  | 2 第3条の規定による届出の受理に関すること。 |

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第1062号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

平成19年11月30日

山形県知事 齋 藤 弘

| 名 称     | 所 在 地          | 認 定 期 間                       |
|---------|----------------|-------------------------------|
| 山形徳洲会病院 | 山形市清住町二丁目3番51号 | 平成19年12月1日から<br>平成22年11月30日まで |

山形県告示第1063号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。  
平成19年11月30日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良事業を行う者の名称  
庄内赤川土地改良区
- 2 認可年月日  
平成19年11月15日
- 3 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

山形県告示第1064号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。  
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成19年11月30日から同年12月13日まで縦覧に供する。

平成19年11月30日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 山形上山線
- 2 供用開始の区間 上市市金瓶字高谷山2番25から  
同 字湯坂山20番2まで
- 3 供用開始の期日 平成19年12月2日

山形県告示第1065号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、建設業の許可を次のとおり取り消した。  
平成19年11月30日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 処分をした年月日  
平成19年11月21日
- 2 処分を受けた者
  - (1) 商号 有限会社庄内鉱業
  - (2) 主たる営業所の所在地 酒田市大沼新田字内畑48番地
  - (3) 代表者の氏名 門脇 昭市
  - (4) 許可番号 山形県知事許可(般-16)第701625号
- 3 処分の原因となった事実

有限会社庄内鉱業の代表取締役が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第25条第1項第1号の規定により懲役2年の刑に処せられたことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。

山形県告示第1066号

山形県証紙条例施行規則(昭和39年4月県規則第34号)第16条第1項の規定により、次の証紙の売りさばき人から、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。  
平成19年11月30日

山形県知事 齋 藤 弘

| 氏 名     | 住 所            | 売りさばき所の所在地 | 廃止年月日     |
|---------|----------------|------------|-----------|
| 阿 部 昭 吾 | 飽海郡遊佐町吹浦字横町4番地 | 同 左        | 平成19.10.1 |

## 教育委員会関係

### 規 則

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年11月30日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 石 坂 公 成

#### 山形県教育委員会規則第23号

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

山形県教育委員会事務局組織規則（昭和40年4月県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。  
第7条第5号中「第71条並びに第75条第2項各号」を「第72条並びに第81条第2項各号」に改める。

附 則

この規則は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日から施行する。

教育機関の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年11月30日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 石 坂 公 成

#### 山形県教育委員会規則第24号

教育機関の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

教育機関の組織及び運営に関する規則（昭和41年4月県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第3号イ中「第71条並びに第75条第2項各号」を「第72条並びに第81条第2項各号」に、「小学校、中学校、高等学校、特別支援学校又は幼稚園」を「幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校」に改める。

別記様式第1号及び別記様式第3号中「印」を削る。

附 則

この規則は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日から施行する。

特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年11月30日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 石 坂 公 成

#### 山形県教育委員会規則第25号

特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

特別支援学校の管理運営に関する規則（昭和41年4月県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

|     |            |     |     |    |   |
|-----|------------|-----|-----|----|---|
| 別表中 | 山形県立新庄養護学校 | 小学部 |     | 6年 | を |
|     |            | 中学部 |     | 3年 |   |
|     |            | 高等部 | 普通科 | 3年 |   |

|            |     |     |    |
|------------|-----|-----|----|
| 山形県立新庄養護学校 | 小学部 |     | 6年 |
|            | 中学部 |     | 3年 |
|            | 高等部 | 普通科 | 3年 |

|              |     |     |    |
|--------------|-----|-----|----|
| 山形県立村山特別支援学校 | 小学部 |     | 6年 |
|              | 中学部 |     | 3年 |
|              | 高等部 | 普通科 | 3年 |
| 楯岡校          | 小学部 |     | 6年 |
|              | 中学部 |     | 3年 |
|              | 高等部 | 普通科 | 3年 |

に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

山形県障がい児就学指導委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年11月30日

山形県教育委員会  
委員長 石坂 公成

山形県教育委員会規則第26号

山形県障がい児就学指導委員会規則の一部を改正する規則

山形県障がい児就学指導委員会規則（昭和49年12月県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第71条並びに第75条第2項各号」を「第72条並びに第81条第2項各号」に改める。

第2条第1号中「第71条の4」を「第75条」に、「第75条第2項各号」を「第81条第2項各号」に改める。

附 則

この規則は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日から施行する。

訓 令

山形県教育委員会訓令第5号

中 央  
教 育 機 関

山形県教育委員会職員倫理規程を次のように定める。

平成19年11月30日

山形県教育委員会  
委員長 石坂 公成

山形県教育委員会職員倫理規程

（目的）

第1条 この規程は、職員が県民全体の奉仕者であってその職務は県民から負託された公務であることにかんがみ、職員の職務に係る倫理の保持及び県民の福祉の向上に向けて職務を遂行するという意識の確立に資するため必要な事項を定めることにより、職務の執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する県民の信頼を確保することを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において、「職員」とは、教育庁及び教育機関に勤務する一般職に属する常勤の職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。

2 この規程において、「管理職員」とは、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）第10条第1項の規定により管理職手当の支給を受ける職員をいう。

3 この規程において、「事業者等」とは、法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）

をいう。

- 4 この規程の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。
- 5 この規程において、「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。ただし、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関する者として別に定める者を除く。
  - (1) 許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号に規定する許認可等をいう。）をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等、当該許認可等の申請をしている事業者等又は個人（前項の規定により事業者等とみなされる者を除く。以下「特定個人」という。）及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
  - (2) 補助金等（山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号）第2条第1項に規定する補助金等をいう。）を交付する事務 当該補助金等（県以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、当該補助金等を直接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従って交付するものを含む。）の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者等又は特定個人、当該補助金等の交付の申請をしている事業者等又は特定個人及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
  - (3) 立入検査、監査又は監察（法令（条例及び規則を含む。）の規定に基づき行われるものに限る。以下この号において「検査等」という。）をする事務 当該検査等を受ける事業者等又は特定個人
  - (4) 不利益処分（行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分をいう。）をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名あて人となるべき事業者等又は特定個人
  - (5) 行政指導（行政手続法第2条第6号に規定する行政指導をいう。）をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人
  - (6) 事業の発達、改善及び調整に関する事務（前各号に掲げる事務を除く。） 当該事業を行っている事業者等
  - (7) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に規定する契約に関する事務 当該契約を締結している事業者等又は特定個人、当該契約の申込みをしている事業者等又は特定個人及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
- 6 職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該職に係る他の職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して3年間（当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該職に係る他の職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間）は、当該異動があった職員の利害関係者であるものとみなす。
- 7 他の職員の利害関係者が、職員をしてその職に基づく影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者でもあるものとみなす。

（倫理行動規準）

- 第3条 職員は、山形県職員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、次に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持及び県民の福祉の向上に向けて職務を遂行するという意識の確立を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。
- (1) 職員は、地方公務員法その他の法令（条例、規則その他の規程を含む。以下同じ。）を遵守しなければならないこと。
  - (2) 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組みなければならないこと。
  - (3) 職員は、社会情勢の変化及び県政に対する県民の要請を的確にとらえ、効果的な事業の立案を積極的に行うとともに、迅速かつ効率的に事務を行うよう努めなければならないこと。
  - (4) 職員は、県の事務及び事業の透明性を確保することを常に心がけ、積極的に説明責任を果たすことにより、県民からの理解と信頼を確保するようにしなければならないこと。
  - (5) 職員は、県民全体の奉仕者であり、県民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、県民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等県民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。
  - (6) 職員は、公金が県民から負託された貴重な財産であることを認識し、適正に予算の執行を行うとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めなければならないこと。

- (7) 職員は、法律又は条例により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は供応接待（以下「贈与等」という。）を受けること等の県民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。
- (8) 職員は、常に公私の別を明らかにし、その地位を自らやその属する組織の私的利益のために用いてはならないこと。
- (9) 職員は、研修の機会を効果的に活用すること等により、自ら職務の遂行に必要な能力の向上に努めなければならないこと。
- (10) 職員は、常に自らの行動が公務の信用に影響を与えることを認識し、信用を傷つけるような行為を行ってはならず、また、自らも地域の一員であることを自覚し、地域の一員としての良識ある行動をとるよう努めなければならないこと。

（管理職員の責務）

第4条 管理職員は、率先して職務に係る倫理の保持及び県民の福祉の向上に向けて職務を遂行するという意識の確立に努めなければならない。

2 管理職員は、その管理し、又は監督する職員が職務に係る倫理の保持及び県民の福祉の向上に向けて職務を遂行するという意識の確立を図るよう的確な指導及び監督に努めなければならない。

（禁止行為）

第5条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。）を受けること。
- (2) 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあっては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
- (3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
- (4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
- (5) 利害関係者から未公開株式（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。
- (6) 利害関係者から供応接待を受けること。
- (7) 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
- (8) 利害関係者と共に旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。
- (9) 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。

2 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。

- (1) 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
- (2) 多数の者が出席する式典、祝賀会その他これらに類する公開性の高い会合（以下「多数の者が出席する式典等」という。）において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。
- (3) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
- (4) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者とその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）
- (5) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
- (6) 多数の者が出席する式典等において、利害関係者から飲食物の提供を受けること。
- (7) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。

3 第1項の規定の適用については、職員（同項第9号に掲げる行為にあっては、同号の第三者。以下この項において同じ。）が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

（禁止行為の例外）

第6条 職員は、私的な関係（職員としての身分にかかわらず関係をいう。以下同じ。）がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないと



認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号（第9号を除く。）に掲げる行為を行うことができる。

2 職員は、前項の公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、倫理監督職員に相談し、その指示に従うものとする。

3 第1項の職員としての身分には、職員が、任命権者の要請に応じ特別職地方公務員等（地方公務員法第29条第2項に規定する特別職地方公務員等をいう。以下同じ。）となるため退職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合（一の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き1以上の特別職地方公務員等として在職し、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。）における特別職地方公務員等としての身分を含むものとする。

（利害関係者以外の者等との間における禁止行為）

第7条 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて贈与等を受けてはならない。

2 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

（個人情報の取扱い）

第8条 職員は、山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）を遵守するとともに、自ら同条例第2条第1号に規定する個人情報を取り扱う場合においては、当該個人情報を漏えいし、滅失し、又はき損することにより個人の権利利益を侵害することがないように当該個人情報を適正に管理しなければならない。

（公金等に係る適正な事務処理の確保）

第9条 職員は、公金を取り扱う場合は、次に掲げる事項に特に留意し、適正に事務処理をしなければならない。

(1) 公金に係る事務処理については、複数の職員による審査を徹底するよう努めること。

(2) 給与、旅費等の給付を受けようとする職員は、当該給付に係る法令にのっとり、適正に届出、請求等を行うこと。

(3) 公金に係る事務に携わる職員は、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）その他の財務に関する法令について、知識の習得に努めること。

2 職員は、関係団体等（協議会、実行委員会等で県の機関がその会計事務を行うこととされている団体をいう。）に係る現金、預金通帳、金券等を取り扱う場合において、管理責任者を定めること、保管場所を明確にすること等により、当該現金等を適正に管理しなければならない。

（職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止）

第10条 職員は、他の職員の第5条第1項各号、第7条、第8条又は前条第1項第2号若しくは第2項の規定に違反する行為によって当該他の職員（第5条第1項第9号の規定に違反する行為にあっては、同号の第三者）が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。

2 職員は、総括倫理監督職員、倫理監督職員その他職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対して、自己又は他の職員が職務に係る法令に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいしてはならない。

3 管理職員は、その管理し、又は監督する職員が職務に係る法令に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実があるときは、これを黙認してはならない。

（飲酒運転等の禁止等）

第11条 職員は、飲酒運転等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条の規定により禁止されている行為をいう。以下同じ。）が重大な交通事故を引き起こす原因となるものであることを認識し、決してこれを行ってはならない。

2 職員は、安全運転に徹するとともに、特に飲酒をする場合においては、飲酒運転等を防止するための適切な対応をとるよう努めなければならない。

3 前条第2項及び第3項の規定は、職員が飲酒運転等を行った疑いがあると思料するに足りる事実がある場合について準用する。

（利害関係者と共に飲食をする場合の届出）

第12条 職員は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が1万円を超えるときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、総括倫理監督職員が定める事項について、倫理監督職員を経由し総括倫理監督職員に届け出なければならない。ただし、

やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができなかつたときは、事後において速やかに当該事項を届け出なければならない。

- (1) 多数の者が出席する式典等において、利害関係者と共に飲食をするとき。
  - (2) 私的な関係がある利害関係者と共に飲食をする場合であつて、自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係がある者であつて利害関係者に該当しないものが負担するとき。
- （講演等に関する規制）

第13条 職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組その他これらに類するものへの出演（地方公務員法第38条第1項の許可又は教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第17条第1項の承認を受けてするものを除く。以下「講演等」という。）をしようとする場合は、あらかじめ総括倫理監督職員の承認を得なければならない。

（倫理監督職員への相談）

第14条 職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第5条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、倫理監督職員に相談するものとする。

（贈与等の報告）

第15条 管理職員は、事業者等から、贈与等を受けたとき又は事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として次に掲げる報酬の支払を受けたとき（当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けた時において管理職員であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が1件につき5千円を超える場合に限る。）は、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとに、贈与等報告書（別記様式）を、当該四半期の翌四半期の初日から起算して14日以内に、教育長に提出しなければならない。

- (1) 利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報酬
- (2) 利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等の報酬のうち、職員の現在又は過去の職務に関する事項に関する講演等の報酬

（総括倫理監督職員及び倫理監督職員）

第16条 職員の職務に係る倫理の保持及び県民の福祉の向上に向けて職務を遂行するという意識の確立を図るため、総括倫理監督職員及び倫理監督職員を置く。

- 2 総括倫理監督職員は、教育長とする。
- 3 倫理監督職員は、教育庁及び県立学校を除く教育機関にあつては教育庁総務課長、県立学校にあつては総務課教職員室長とする。

（総括倫理監督職員及び倫理監督職員の責務等）

第17条 総括倫理監督職員は、倫理監督職員と連絡調整を図るとともに、必要に応じ、倫理監督職員に対し助言及び指示を行うものとする。

- 2 倫理監督職員は、この規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。
  - (1) 職員からの第6条第2項又は第14条の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。
  - (2) 職員が特定の者と県民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、当該職員の職務に係る倫理の保持及び県民の福祉の向上に向けて職務を遂行するという意識の確立に関し、必要な指導及び助言を行うこと。
- 3 総括倫理監督職員及び倫理監督職員は、その指定する職員に、この規程に定めるその職務の一部を行わせることができる。

（違反に対する措置）

第18条 教育委員会は、職員が第5条第1項各号、第7条、第8条、第9条第1項第2号若しくは第2項、第10条、第11条第1項若しくは第3項、第12条、第13条又は第15条の規定に違反する行為を行ったと認める場合は、その違反の程度に応じ、当該職員に対して、地方公務員法第29条第1項に規定する懲戒処分等の人事管理上必要な措置を講ずるものとする。

（委任）

第19条 この規程に定めるもののほか、職員の職務に係る倫理の保持及び県民の福祉の向上に向けて職務を遂行するという意識の確立に資するため必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成20年1月1日から施行する。
- 2 第15条の規定は、この訓令の施行の日以後に受けた贈与等又は支払を受けた報酬について適用する。

別記様式（第15条関係）

年 月 日

贈 与 等 報 告 書

教 育 長 殿

所 属

職・氏名

印

|                                                                                         |                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 贈与等又は報酬の支払を受けた年月日                                                                       | 年 月 日                                                                   |
| 贈与等又は報酬の支払の基因となった事実                                                                     | 会合等への出席 著述 講演 その他<br>内容                                                 |
| 贈与等又は報酬の内容                                                                              | 原稿料 講演料 その他( )                                                          |
| 贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額                                                                | 円<br>(講演等の時間数又は原稿枚数(400字詰原稿用紙): )                                       |
| 上記に推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠                                                          |                                                                         |
| 供応接待を受けた場合にあっては、当該供応接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供応接待を受けた場に居合わせた者の人数及び職業                         | 場所の名称：<br>住所：<br>多数の者が出席する式典等の場合<br>人数(概数): 名<br>その他の場合<br>人数: 名<br>職業: |
| 贈与等をした事業者等又は報酬を支払った事業者等の名称及び住所                                                          | 事業者等の名称：<br>事業者等の住所：                                                    |
| 役員等が事業者等の利益のために贈与等を行った場合にあっては、当該役員等の役職又は地位及び氏名(当該役員等が複数の場合にあっては、当該役員等を代表する者の役職又は地位及び氏名) | 役員等の役職又は地位：<br>役員等の氏名：                                                  |
| 贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と職員の職務との関係及び県との関係                                                   | 職務との関係：<br>県との関係：<br>利害関係あり 講演等の場合、事前に承認あり<br>利害関係なし                    |

(注) 贈与等又は報酬の支払1件につき1枚記入すること。

## 山形県教育委員会訓令第6号

庁 中  
 県立学校その他の教育機関  
 市町村教育委員会

県教育委員会事務局職員、県立学校その他の教育機関の職員及び市町村立学校職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年11月30日

山形県教育委員会  
 委員長 石坂 公成

県教育委員会事務局職員、県立学校その他の教育機関の職員及び市町村立学校職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

県教育委員会事務局職員、県立学校その他の教育機関の職員及び市町村立学校職員の日額旅費支給規程（昭和48年3月県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第71条の4」を「第75条」に改める。

附 則

この訓令は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日から施行する。

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

## 山形県選挙管理委員会告示第137号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成19年11月30日

山形県選挙管理委員会  
 委員長 熊谷 誠

その他の政治団体

| 政治団体の名称       | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地              | 届出年月日          |
|---------------|--------|----------|-------------------------|----------------|
| 小 新 会         | 佐藤 秋雄  | 玉谷 直幸    | 西村山郡大江町大字小新52           | 平成<br>19. 8.29 |
| 市政・議会を改める会    | 矢萩 武昭  | 矢萩 静子    | 天童市大字老野森414番地の1         | 同<br>9. 3      |
| 八 鍬 長 一 後 援 会 | 小野 民善  | 八 鍬 和 利  | 新庄市大字本合海38番地            | 同<br>9. 6      |
| 奥山知雄はげます会     | 奥山 知雄  | 叶内 貞夫    | 最上郡舟形町舟形2677番地          | 同<br>9.11      |
| 布川 淳 一 後 援 会  | 山下 勝悦  | 山崎 幸紀    | 村山市楯岡十日町4番34号           | 同<br>9.14      |
| 「さとう敏彦」後援会    | 黒沼 鐵太郎 | 高橋 茂義    | 村山市大字富並827              | 同<br>9.21      |
| 木村竹虎後援会       | 木村 竹虎  | 大江 文彦    | 天童市老野森三丁目8番25号          | 同<br>10. 5     |
| 萌 黄 の 会       | 赤塚 英一  | 土門 武弥    | 飽海郡遊佐町吹浦字西楯20 - 57      | 同<br>10.11     |
| 村形昌一後援会       | 村形 昌一  | 村形 京子    | 北村山郡大石田町大字田沢1952<br>- 1 | 同<br>10.18     |

## 山形県選挙管理委員会告示第138号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成19年11月30日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

政党

| 政治団体の名称            | 異動事項       | 内 容                       |                   | 届出年月日          |
|--------------------|------------|---------------------------|-------------------|----------------|
|                    |            | 新                         | 旧                 |                |
| 自由民主党米沢市支部         | 代 表 者      | 中 川 勝                     | 後 藤 源             | 平成<br>19. 7.23 |
|                    | 会 計 責 任 者  | 加 藤 喜 工 門                 | 小 島 卓 二           |                |
| 自由民主党山形県参議院選挙区第一支部 | 主たる事務所の所在地 | 山形市あさひ町18 - 31            | 山形市あさひ町19 - 13    | 同<br>9.10      |
| 民主党山形県参議院選挙区第1総支部  | 主たる事務所の所在地 | 山形市東原町3 - 10 - 10 国井ビル204 | 山形市香澄町3 - 14 - 35 | 同<br>9.25      |
| 国民新党憲友会山形県支部       | 会 計 責 任 者  | 高 橋 久 栄                   | 小 口 豊 吉           | 同<br>10. 1     |
| 自由民主党平田支部          | 会 計 責 任 者  | 堀 弥 志 男                   | 今 井 英 夫           | 同<br>10.15     |

## その他の政治団体

| 政治団体の名称                  | 異動事項       | 内 容            |                    | 届出年月日          |
|--------------------------|------------|----------------|--------------------|----------------|
|                          |            | 新              | 旧                  |                |
| 山形県民社協会南陽東置賜支部           | 会 計 責 任 者  | 平 山 良 一        | 須 藤 隆              | 平成<br>19. 8.16 |
| かもだ俊広後援会                 | 代 表 者      | 鈴 木 保 蔵        | 熊 坂 省 三            | 同<br>8.17      |
| 小澤精後援会                   | 代 表 者      | 佐 藤 啓 治        | 原 田 貞 雄            | 同<br>8.20      |
| 安野良明後援会                  | 会 計 責 任 者  | 安 野 仙 夫        | 阿 部 茂 弥            | 同<br>8.23      |
| 夢のある米沢をみんなで作る会（安部三太郎後援会） | 主たる事務所の所在地 | 米沢市金池七丁目7番25号  | 米沢市大字川井545番地       | 同<br>8.29      |
| 全日本不動産政治連盟山形県本部          | 主たる事務所の所在地 | 山形市松波1丁目15 - 7 | 山形市松波1丁目15 - 6 1F東 | 同<br>8.30      |
|                          | 会 計 責 任 者  | 加 藤 信 芝        | 高 梨 秀 幸            |                |
| 関とおる後援会                  | 主たる事務所の所在地 | 鶴岡市長者町11番26号   | 鶴岡市三和町3番7号         | 同<br>9. 5      |
| 小野清子山形県心友会後援会            | 代 表 者      | 後 藤 忠 夫        | 佐 藤 誠 一            | 同<br>9. 6      |

|             |            |                               |               |            |
|-------------|------------|-------------------------------|---------------|------------|
| 篠原みえこ後援会    | 主たる事務所の所在地 | 山形市あさひ町18-31                  | 山形市あさひ町19-13  | 同<br>9.13  |
| 舟山やすえを支援する会 | 主たる事務所の所在地 | 山形市東原町3-10-10 国井ビル2階204       | 山形市香澄町3-14-35 | 同          |
| 小林いくお後援会    | 会計責任者      | 小林和男                          | 村岡菊男          | 同<br>9.20  |
| 山科朝則後援会     | 主たる事務所の所在地 | 新庄市上金沢町5-44                   | 新庄市沖の町5-11    | 同<br>9.25  |
| 阿部正俊後援会     | 主たる事務所の所在地 | 山形市飯田西4丁目6番18号 アメニティーハウス102号室 | 山形市松波1丁目7番25号 | 同<br>10.2  |
| 小野幸作後援会     | 会計責任者      | 阿部恵子                          | 加藤尚三          | 同<br>10.17 |

## 山形県選挙管理委員会告示第139号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体でなくなった旨の届出があった。

平成19年11月30日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

## 政党

| 政治団体の名称            | 政治団体でなくなった理由 | 政治団体でなくなった年月日 |
|--------------------|--------------|---------------|
| 自由民主党山形県参議院選挙区第二支部 | 解散           | 平成19. 9.30    |

## その他の政治団体

| 政治団体の名称       | 政治団体でなくなった理由 | 政治団体でなくなった年月日 |
|---------------|--------------|---------------|
| 小野清子山形県心友会後援会 | 解散           | 平成19. 8. 5    |
| 木村竹虎後援会       | 解散           | 同 9.10        |
| 酒田地区阿部正俊後援会   | 解散           | 同 9.18        |
| 半田庄一郎後援会      | 解散           | 同 9.26        |
| 石川一郎後援会       | 解散           | 同 9.30        |
| 前田利一後援会連合会    | 解散           | 同 9.30        |
| 謙友会           | 解散           | 同 10. 8       |

## 山形県選挙管理委員会告示第140号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定により提出のあった平成16年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成19年11月30日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

（その他の政治団体）単位：円

|                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| 政治団体の名称                          | 木村竹虎後援会 |
| 報告年月日                            | 19.10.5 |
| 収入総額                             | 0       |
| 前年繰越額                            | 0       |
| 本年收入額                            | 0       |
| 支出総額                             | 0       |
| 本年收入の内訳                          |         |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数（人）             |         |
| 寄附（内訳別掲）                         | 0       |
| 個人分<br>（うち特定寄附）                  |         |
| 団体分<br>政治団体分<br>（寄附のうちあっせんに係るもの） |         |
| 政党匿名寄附                           |         |
| 事業収入（内訳別掲）                       |         |
| 交付金収入                            |         |
| 借入金（内訳別掲）                        |         |
| その他の収入（内訳別掲）<br>1件10万円未満のもの      |         |
| 支出の内訳                            |         |
| 經常経費                             | 0       |
| 人件費                              |         |
| 光熱水費                             |         |
| 備品・消耗品費                          |         |
| 事務所費                             |         |
| 政治活動費                            | 0       |
| 組織活動費                            |         |
| 選挙関係費                            |         |
| 事業費                              | 0       |
| 機関紙発行事業費                         |         |
| 宣伝事業費                            |         |
| パーティー事業費                         |         |
| その他の事業費                          |         |
| 調査研究費                            |         |
| 寄附・交付金                           |         |
| その他の経費                           |         |
| 資産等の有無                           | 無       |

## 山形県選挙管理委員会告示第141号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定により提出のあった平成17年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成19年11月30日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

（その他の政治団体）単位：円

| 政治団体の名称                          | 木村竹虎後援会 |
|----------------------------------|---------|
| 報告年月日                            | 19.10.5 |
| 収入総額                             | 0       |
| 前年繰越額                            | 0       |
| 本年收入額                            | 0       |
| 支出総額                             | 0       |
| 本年收入の内訳                          |         |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数（人）             |         |
| 寄附（内訳別掲）                         | 0       |
| 個人分<br>（うち特定寄附）                  |         |
| 団体分<br>政治団体分<br>（寄附のうちあっせんに係るもの） |         |
| 政党匿名寄附                           |         |
| 事業収入（内訳別掲）                       |         |
| 交付金収入                            |         |
| 借入金（内訳別掲）                        |         |
| その他の収入（内訳別掲）<br>1件10万円未満のもの      |         |
| 支出の内訳                            |         |
| 経常経費                             | 0       |
| 人件費                              |         |
| 光熱水費                             |         |
| 備品・消耗品費                          |         |
| 事務所費                             |         |
| 政治活動費                            | 0       |
| 組織活動費                            |         |
| 選挙関係費                            |         |
| 事業費                              | 0       |
| 機関紙発行事業費                         |         |
| 宣伝事業費                            |         |
| パーティー事業費                         |         |
| その他の事業費                          |         |
| 調査研究費                            |         |
| 寄附・交付金                           |         |
| その他の経費                           |         |
| 資産等の有無                           | 無       |



## 山形県選挙管理委員会告示第142号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定により提出のあった平成18年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成19年11月30日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷

誠

（その他の政治団体）

単位：円

| 政治団体の名称                          | 山田一郎後援会  | 天童一新会     | 木村竹虎後援会  |
|----------------------------------|----------|-----------|----------|
| 報告年月日                            | 19. 9. 3 | 19.10. 2  | 19.10. 5 |
| 収入総額                             | 0        | 1,802,266 | 0        |
| 前年繰越額                            | 0        | 1,802,266 | 0        |
| 本年收入額                            | 0        | 0         | 0        |
| 支出総額                             | 0        | 222,807   | 0        |
| 本年收入の内訳                          |          |           |          |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数（人）             |          |           |          |
| 寄附（内訳別掲）                         | 0        | 0         | 0        |
| 個人分<br>（うち特定寄附）                  |          |           |          |
| 団体分<br>政治団体分<br>（寄附のうちあっせんに係るもの） |          |           |          |
| 政党匿名寄附                           |          |           |          |
| 事業収入（内訳別掲）                       |          |           |          |
| 交付金収入                            |          |           |          |
| 借入金（内訳別掲）                        |          |           |          |
| その他の収入（内訳別掲）<br>1件10万円未満のもの      |          |           |          |
| 支出の内訳                            |          |           |          |
| 経常経費                             | 0        | 0         | 0        |
| 人件費                              |          |           |          |
| 光熱水費                             |          |           |          |
| 備品・消耗品費                          |          |           |          |
| 事務所費                             |          |           |          |
| 政治活動費                            | 0        | 222,807   | 0        |
| 組織活動費                            |          | 60,000    |          |
| 選挙関係費                            |          |           |          |
| 事業費                              | 0        | 98,461    | 0        |
| 機関紙発行事業費                         |          | 98,461    |          |
| 宣伝事業費                            |          |           |          |
| パーティー事業費                         |          |           |          |
| その他の事業費                          |          |           |          |
| 調査研究費                            |          |           |          |
| 寄附・交付金                           |          |           |          |
| その他の経費                           |          | 64,346    |          |
| 資産等の有無                           | 無        | 無         | 無        |

## 山形県選挙管理委員会告示第143号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により提出のあった平成19年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成19年11月30日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

（政党） （その他の政治団体） 単位：円

| 政治団体の名称                          | 自由民主党山形県参議院選挙区第二支部 | 小野清子山形県心友会後援会   | 酒田地区阿部正俊後援会 | 木村竹虎後援会  |
|----------------------------------|--------------------|-----------------|-------------|----------|
| 報告年月日                            | 19.10.17           | 19. 9. 6        | 19. 9.19    | 19.10. 5 |
| 収入総額                             | 18,485,097         | 582,415         | 0           | 0        |
| 前年繰越額                            | 5,482,833          | 526,883         | 0           | 0        |
| 本年收入額                            | 13,002,264         | 55,532          | 0           | 0        |
| 支出総額                             | 18,485,097         | 582,415         | 0           | 0        |
| 本年收入の内訳                          |                    |                 |             |          |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数（人）             |                    | 55,500<br>1,110 |             |          |
| 寄附（内訳別掲）                         | 0                  | 0               | 0           | 0        |
| 個人分<br>（うち特定寄附）                  |                    |                 |             |          |
| 団体分<br>政治団体分<br>（寄附のうちあっせんに係るもの） |                    |                 |             |          |
| 政党匿名寄附                           |                    |                 |             |          |
| 事業収入（内訳別掲）                       |                    |                 |             |          |
| 交付金収入                            | 13,000,000         |                 |             |          |
| 借入金（内訳別掲）                        |                    |                 |             |          |
| その他の収入（内訳別掲）                     | 2,264              | 32              |             |          |
| 1件10万円未満のもの                      | 2,264              | 32              |             |          |
| 支出の内訳                            |                    |                 |             |          |
| 経常経費                             | 13,033,401         | 1,254           | 0           | 0        |
| 人件費                              | 6,848,282          |                 |             |          |
| 光熱水費                             | 192,410            |                 |             |          |
| 備品・消耗品費                          | 1,787,060          | 1,254           |             |          |
| 事務所費                             | 4,205,649          |                 |             |          |
| 政治活動費                            | 5,451,696          | 581,161         | 0           | 0        |
| 組織活動費                            | 3,716,496          | 82,900          |             |          |
| 選挙関係費                            |                    |                 |             |          |
| 事業費                              | 1,735,200          | 0               | 0           | 0        |
| 機関紙発行事業費                         | 1,735,200          |                 |             |          |
| 宣伝事業費                            |                    |                 |             |          |
| パーティー事業費                         |                    |                 |             |          |
| その他の事業費                          |                    |                 |             |          |
| 調査研究費                            |                    |                 |             |          |
| 寄附・交付金                           |                    | 498,261         |             |          |
| その他の経費                           |                    |                 |             |          |
| 資産等の有無                           | 無                  | 無               | 無           | 無        |

## （その他の政治団体）

単位：円

| 政治団体の名称                          | 半田庄一郎後援会 | 石川一郎後援会  | 謙友会      | 前田利一後援会<br>連合会 |
|----------------------------------|----------|----------|----------|----------------|
| 報告年月日                            | 19.10.5  | 19.10.10 | 19.10.12 | 19.10.16       |
| 収入総額                             | 0        | 0        | 94,219   | 1,903,314      |
| 前年繰越額                            | 0        | 0        | 77,219   | 1,903,314      |
| 本年收入額                            | 0        | 0        | 17,000   | 0              |
| 支出総額                             | 0        | 0        | 93,247   | 968,264        |
| 本年收入の内訳                          |          |          |          |                |
| 個人の党費・会費  金額                     |          |          | 17,000   |                |
| 員数（人）                            |          |          | 17       |                |
| 寄附（内訳別掲）                         | 0        | 0        | 0        | 0              |
| 個人分<br>（うち特定寄附）                  |          |          |          |                |
| 団体分<br>政治団体分<br>（寄附のうちあっせんに係るもの） |          |          |          |                |
| 政党匿名寄附                           |          |          |          |                |
| 事業収入（内訳別掲）                       |          |          |          |                |
| 交付金収入                            |          |          |          |                |
| 借入金（内訳別掲）                        |          |          |          |                |
| その他の収入（内訳別掲）<br>1件10万円未満のもの      |          |          |          |                |
| 支出の内訳                            |          |          |          |                |
| 経常経費                             | 0        | 0        | 0        | 252,592        |
| 人件費                              |          |          |          |                |
| 光熱水費                             |          |          |          |                |
| 備品・消耗品費                          |          |          |          | 80,432         |
| 事務所費                             |          |          |          | 172,160        |
| 政治活動費                            | 0        | 0        | 93,247   | 715,672        |
| 組織活動費                            |          |          | 86,247   | 285,692        |
| 選挙関係費                            |          |          |          |                |
| 事業費                              | 0        | 0        | 7,000    | 429,980        |
| 機関紙発行事業費                         |          |          |          |                |
| 宣伝事業費                            |          |          |          | 429,980        |
| パーティー事業費                         |          |          |          |                |
| その他の事業費                          |          |          | 7,000    |                |
| 調査研究費                            |          |          |          |                |
| 寄附・交付金                           |          |          |          |                |
| その他の経費                           |          |          |          |                |
| 資産等の有無                           | 無        | 無        | 無        | 無              |

山形県選挙管理委員会告示第144号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定の届出があった。

平成19年11月30日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

| 届出者の氏名  | 公職の種類   | 資金管理団体の名称  | 主たる事務所の所在地      | 代表者の氏名  | 届出年月日      |
|---------|---------|------------|-----------------|---------|------------|
| 矢 萩 武 昭 | 天童市議会議員 | 市政・議会を改める会 | 天童市大字老野森414番地の1 | 矢 萩 武 昭 | 平成19. 9. 3 |
| 奥 山 知 雄 | 舟形町長    | 奥山知雄はげます会  | 最上郡舟形町舟形2677番地  | 奥 山 知 雄 | 同 9.11     |

## 山形県選挙管理委員会告示第145号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、公職の候補者から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成19年11月30日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

| 届出をした者の氏名 | 公職の種類 | 異動事項       | 内 容           |              | 届出年月日      |
|-----------|-------|------------|---------------|--------------|------------|
|           |       |            | 新             | 旧            |            |
| 山 科 朝 則   | 県議会議員 | 主たる事務所の所在地 | 新庄市上金沢町5 - 44 | 新庄市沖の町5 - 11 | 平成19. 9.25 |

## 山形県選挙管理委員会告示第146号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。

平成19年11月30日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

| 公職の候補者の氏名 | 資金管理団体の名称  | 指定取消年月日    |
|-----------|------------|------------|
| 前 田 利 一   | 前田利一後援会連合会 | 平成19. 5. 1 |

## 人事委員会関係

### 規 則

山形県人事委員会規則4 - 5（公益法人等への職員等の派遣等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年11月30日

山 形 県 人 事 委 員 会  
委 員 長 小 野 勝

第2条第7号を次のとおり改める。

(7) 財団法人やまがた農業支援センター

附 則

この規則は、平成19年12月1日から施行する。

## 海区漁業調整委員会関係

### 指 示

山形海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、山形海区管内の沿岸海域に來遊するはたはたの資源保護を図るため、次のとおり指示する。

平成19年11月30日

山形海区漁業調整委員会

会 長 齋 藤 辰 男

平成19年12月1日から平成20年1月31日までの間、次の表の左欄に掲げる海域において、同表の右欄に掲げる採捕方法以外の方法によるはたはたの採捕及びはたはたを集魚するための杉の葉等の産卵基質の海中での使用を禁止する。

| 海 域                        | 採 捕 方 法                                                                   |
|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 山形県海面共同漁業権漁場区域             | 海面共同漁業権に基づく第二種共同漁業による採捕又は竿釣、手釣若しくはたも網（網口30センチメートル以内で柄を持って使用するものに限る。）による採捕 |
| 酒田港及び鼠ヶ関港に係る山形県海面共同漁業権消滅区域 | 竿釣、手釣又はたも網（網口30センチメートル以内で柄を持って使用するものに限る。）による採捕                            |

## 公 告

平成20年度山形県立高等学校入学者選抜に係る推薦入学者選抜の入学者を次のとおり募集する。

平成19年 11月30日

山 形 県 教 育 委 員 会

委 員 長 石 坂 公 成

### 1 県立高等学校全日制の課程

| 学 校 名        | 設 置 学 科         | 入学定員 | 募集人員(%) |
|--------------|-----------------|------|---------|
| 山形県立 山形東高等学校 | 普 通             | 240  | 10%程度   |
| 同 山形南高等学校    | 普 通             | 240  | 15%程度   |
|              | 理 数             | 40   | 20%程度   |
| 同 山形西高等学校    | 普 通             | 240  | 15%程度   |
| 同 山形北高等学校    | 普 通             | 200  | 15%程度   |
|              | 音 楽             | 40   | 40%     |
| 同 山形工業高等学校   | 工 業 機 械 シ ス テ ム | 80   | 35%程度   |
|              | 電 子 シ ス テ ム     | 40   | 35%程度   |

|   |           |         |     |       |
|---|-----------|---------|-----|-------|
|   |           | 情報システム  | 40  | 35%程度 |
|   |           | 建築システム  | 40  | 35%程度 |
|   |           | 環境システム  | 40  | 35%程度 |
| 同 | 山形中央高等学校  | 普通      | 200 | 15%程度 |
|   |           | 体育      | 80  | 70%程度 |
| 同 | 上山明新館高等学校 | 普通      | 240 | 20%   |
|   |           | 農業食料生産  | 40  | 40%   |
|   |           | 商業情報経営  | 40  | 35%程度 |
| 同 | 天童高等学校    | 総合      | 200 | 30%程度 |
| 同 | 山辺高等学校    | 家庭食物    | 40  | 35%程度 |
|   |           | 福祉      | 40  | 35%程度 |
|   |           | 看護看護    | 40  | 35%程度 |
| 同 | 寒河江高等学校   | 普通      | 200 | 15%程度 |
|   |           | 農業果樹園芸  | 40  | 30%程度 |
| 同 | 寒河江工業高等学校 | 工業      |     |       |
|   |           | 機械      | 40  | 35%程度 |
|   |           | 電子機械    | 40  | 35%程度 |
|   |           | 情報技術    | 40  | 35%程度 |
|   |           | 土木      | 40  | 35%程度 |
| 同 | 谷地高等学校    | 普通      | 120 | 20%   |
| 同 | 左沢高等学校    | 普通      | 120 | 15%程度 |
| 同 | 村山農業高等学校  | 農業      |     |       |
|   |           | 農産システム  | 40  | 35%程度 |
|   |           | 園芸サイエンス | 40  | 35%程度 |
|   |           | 環境クリエイト | 40  | 35%程度 |
| 同 | 楯岡高等学校    | 普通      | 200 | 15%程度 |

|              |       |               |        |       |       |
|--------------|-------|---------------|--------|-------|-------|
| 同 東根工業高等学校   | 工 業   | 機 械 シ ス テ ム   |        | 40    | 35%程度 |
|              |       | 総合技術          | 自動車専攻  | 20    | 35%程度 |
|              |       |               | デザイン専攻 | 20    | 35%程度 |
|              |       | 電 子 シ ス テ ム   |        | 40    | 35%程度 |
|              | 家 庭   | 生 活 ク リ エ イ ト |        | 40    | 35%程度 |
| 同 北村山高等学校    | 総 合   |               | 200    | 20%程度 |       |
| 同 新庄北高等学校    | 普 通   |               | 200    | 10%程度 |       |
|              | 最 上 校 | 普 通           |        | 40    | 15%程度 |
| 同 新庄南高等学校    | 普 通   |               | 120    | 10%程度 |       |
|              | 商 業   | 総 合 ビ ジ ネ ス   |        | 40    | 20%程度 |
| 同 新庄神室産業高等学校 | 農 業   | 生 物 生 産       |        | 80    | 35%程度 |
|              |       | 生 物 環 境       |        |       |       |
|              | 工 業   | 機 械 シ ス テ ム   |        | 80    | 35%程度 |
|              |       | 電 気 シ ス テ ム   |        |       |       |
|              |       | 建 設 シ ス テ ム   |        | 80    | 35%程度 |
|              |       | 建 築 デ ザ イ ン   |        |       |       |
| 同 金山高等学校     | 普 通   |               | 80     | 10%程度 |       |
| 同 真室川高等学校    | 普 通   |               | 80     | 15%程度 |       |
| 同 米沢興譲館高等学校  | 普 通   |               | 160    | 10%程度 |       |
|              | 理 数   |               |        | 40    | 30%程度 |
| 同 米沢東高等学校    | 普 通   |               | 200    | 10%程度 |       |
| 同 米沢工業高等学校   | 工 業   | 機 械           |        | 80    | 35%程度 |
|              |       | 生 産 シ ス テ ム   |        |       |       |
|              |       | 電 気           |        | 80    | 35%程度 |
|              |       | 意 匠 情 報       |        |       |       |

|   |                 |         |          |           |
|---|-----------------|---------|----------|-----------|
|   |                 | 建 築     |          |           |
|   |                 | 環 境 工 学 | 80       | 35%程度     |
| 同 | 米 沢 商 業 高 等 学 校 | 商 業     | 総 合 ビジネス | 80 35%程度  |
|   |                 |         | 国 際 ビジネス | 40 35%程度  |
|   |                 |         | 情 報 ビジネス | 40 35%程度  |
| 同 | 置 賜 農 業 高 等 学 校 | 農 業     | 生 物 生 産  | 40 35%程度  |
|   |                 |         | 園 芸 活 用  | 40 35%程度  |
|   |                 |         | 環 境 緑 地  | 40 35%程度  |
|   | 飯 豊 分 校         | 農 業     | 農 業      | 40 35%程度  |
| 同 | 南 陽 高 等 学 校     | 普 通     |          | 200 15%程度 |
|   |                 | 商 業     | 情 報 会 計  | 40 30%程度  |
| 同 | 高 畠 高 等 学 校     | 総 合     |          | 120 25%程度 |
| 同 | 長 井 高 等 学 校     | 普 通     |          | 200 15%程度 |
| 同 | 長 井 工 業 高 等 学 校 | 工 業     | 機 械 システム | 40 35%程度  |
|   |                 |         | 電 子 システム | 40 35%程度  |
|   |                 |         | 環 境 システム | 40 35%程度  |
|   |                 |         | 福 祉 情 報  | 40 35%程度  |
| 同 | 荒 砥 高 等 学 校     | 普 通     |          | 80 15%程度  |
| 同 | 小 国 高 等 学 校     | 普 通     |          | 80 15%程度  |
| 同 | 鶴 岡 南 高 等 学 校   | 普 通     |          | 160 10%程度 |
|   |                 | 理 数     |          | 40 25%程度  |
| 同 | 鶴 岡 北 高 等 学 校   | 普 通     |          | 200 15%程度 |
| 同 | 鶴 岡 工 業 高 等 学 校 | 工 業     | 機 械 システム | 40 40%    |
|   |                 |         | 生 産 システム | 40 40%    |



|   |          |    |          |     |       |
|---|----------|----|----------|-----|-------|
|   |          |    | 電気電子システム | 40  | 40%   |
|   |          |    | 情報通信システム | 40  | 40%   |
|   |          |    | 建築システム   | 40  | 40%   |
|   |          |    | 環境システム   | 40  | 40%   |
| 同 | 鶴岡中央高等学校 | 普通 |          | 160 | 15%程度 |
|   |          | 総合 |          | 160 | 35%程度 |
|   | 温海校      | 普通 |          | 40  | 15%程度 |
| 同 | 加茂水産高等学校 | 水産 | 海洋技術     | 40  | 40%   |
|   |          |    | 海洋環境     | 40  | 40%   |
| 同 | 庄内農業高等学校 | 農業 | 生物生産     | 40  | 40%   |
|   |          |    | 園芸科学     | 40  | 40%   |
|   |          |    | 生物環境     | 40  | 40%   |
| 同 | 山添高等学校   | 普通 |          | 80  | 15%程度 |
| 同 | 庄内総合高等学校 | 総合 |          | 120 | 40%   |
| 同 | 酒田東高等学校  | 普通 |          | 200 | 10%程度 |
| 同 | 酒田西高等学校  | 普通 |          | 200 | 15%程度 |
| 同 | 酒田商業高等学校 | 商業 | 総合ビジネス   | 160 | 35%程度 |
|   |          |    | 国際情報     |     |       |
| 同 | 酒田工業高等学校 | 工業 | 機械技術     | 40  | 40%   |
|   |          |    | 電子機械     | 40  | 40%   |
|   |          |    | 情報システム   | 40  | 40%   |
|   |          |    | 土木システム   | 40  | 40%   |
|   |          |    | 環境エネルギー  | 40  | 40%   |
| 同 | 酒田北高等学校  | 普通 |          | 80  | 15%程度 |

|               |     |  |    |     |
|---------------|-----|--|----|-----|
| 同 遊 佐 高 等 学 校 | 普 通 |  | 80 | 20% |
|---------------|-----|--|----|-----|

2 県立高等学校定時制の課程

| 学 校 名                | 設 置 学 科     | 入 学 定 員 | 募 集 人 員 (%) |
|----------------------|-------------|---------|-------------|
| 山形県立 霞 城 学 園 高 等 学 校 | 普 通 午 前     | 40      | 15%程度       |
|                      | 午 後         | 40      | 15%程度       |
|                      | 夜           | 40      | 15%程度       |
| 同 米 沢 工 業 高 等 学 校    | 工 業 産 業     | 40      | 35%程度       |
| 同 鶴 岡 工 業 高 等 学 校    | 工 業 工 業 技 術 | 40      | 40%         |

（注）新庄北高等学校定時制及び酒田商業高等学校定時制においては、推薦入学者選抜を実施しない。

山形県人事委員会規則4-1（職員の任用に関する規則）第33条第1項第2号の規定により、平成18年11月20日に確定した下記に掲げる採用試験の採用候補者名簿を平成19年11月22日をもって失効させた。

平成19年11月30日

山 形 県 人 事 委 員 会  
委 員 長 小 野 勝

記

- 1 平成18年度山形県職員採用試験（短大卒業程度）
- 2 平成18年度山形県職員採用試験（高校卒業程度）
- 3 平成18年度山形県警察官採用試験（警察官B（男性）及び警察官B（女性））

正 誤

| 発行年月日     | 県公報<br>番 号 | ページ  | 行 |
|-----------|------------|------|---|
| 平成19.11.9 | 第1891号     | 1429 | 5 |

誤

|                                      |   |                          |             |
|--------------------------------------|---|--------------------------|-------------|
| 東村山郡山辺町大字山辺字深堀1490番2から<br>同 三河42番1まで | 旧 | メートル<br>31.0<br>ゝ<br>4.6 | メートル<br>575 |
| 同 上                                  | 新 | メートル<br>36.0<br>ゝ<br>4.6 | 同 上         |

正

|                                       |   |                           |             |
|---------------------------------------|---|---------------------------|-------------|
| 東村山郡山辺町大字山辺字佐竹段2991番5から<br>同 三河42番1まで | 旧 | メートル<br>31.0<br>ゝ<br>4.6  | メートル<br>570 |
| 同 上                                   | 新 | メートル<br>31.0<br>ゝ<br>4.6  | 同 上         |
| 東村山郡山辺町大字山辺字深堀1490番2から<br>同 三河42番1まで  |   | メートル<br>36.0<br>ゝ<br>16.0 | メートル<br>575 |